

重点分野雇用創造事業の拡充

重点分野雇用創造事業の概要

○介護・医療等、今後の成長が見込まれる分野で雇用創出や人材育成を実施(平成21年12月以降)。東日本大震災により被災された方の雇用の場を確保するため、平成23年5月以降、震災対応分野を対象に追加。

今回の拡充内容

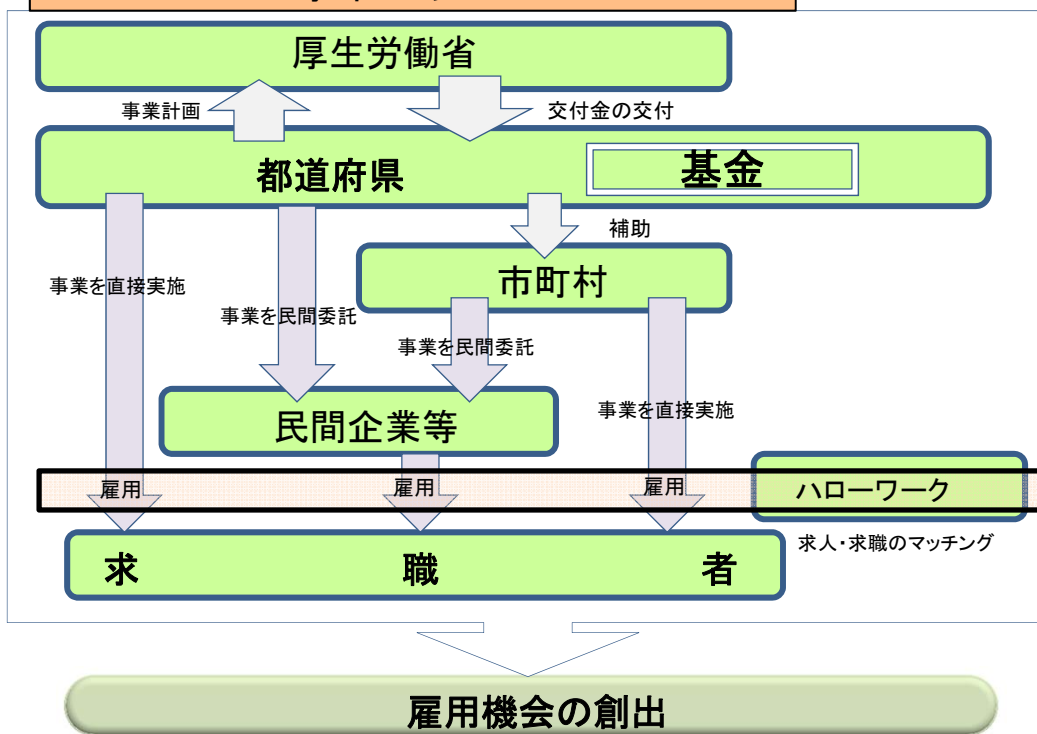
○基金を積み増し、事業実施期間も延長。

・基金の積増し: 2,000億円(これまでの基金の額は4,000億円)

・事業実施期間の延長: 平成24年度末まで → 平成25年度末まで(平成24年度までに開始した事業)

⇒ **これにより、約10万人の雇用創出を目指す**

事業スキーム



重点分野雇用創造事業の実績・具体例

◆実績

平成22年度に約8万人の雇用を創出

◆事例

○介護分野

・介護事業所での介護補助業務(併せて、介護福祉士養成講座受講による知識・技能の習得)

○環境・エネルギー分野

・再生可能エネルギーを地域の産業・生活に活用する仕組みの企画・立案
 ・環境フェア等への出展、フォーラム、セミナーの開催

○農林水産分野

・農繁期の農作業
 ・農産物の加工作業、直売所での接客・陳列作業

○観光分野

・観光地案内、観光地・県産品のPR

○震災対応分野

・安全パトロール
 ・高齢者への買い物、通院の付添い 等

※重点分野雇用創造事業のうち、震災対応事業について、震災等緊急雇用対応事業に拡充し、基金の積増し、事業実施期間の延長を行う。

雇用調整助成金の要件緩和

雇用調整助成金の概要(一般的要件)

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用を維持するために休業等を実施した場合、休業手当(賃金の6割以上)などの事業主負担相当額の一定割合(大企業2/3、中小企業4/5)を助成する制度。

【支給要件】

・経済上の理由により、最近3か月の生産量・売上高などが、その直前の3か月又は前年同期と比べて5%以上減少していること。



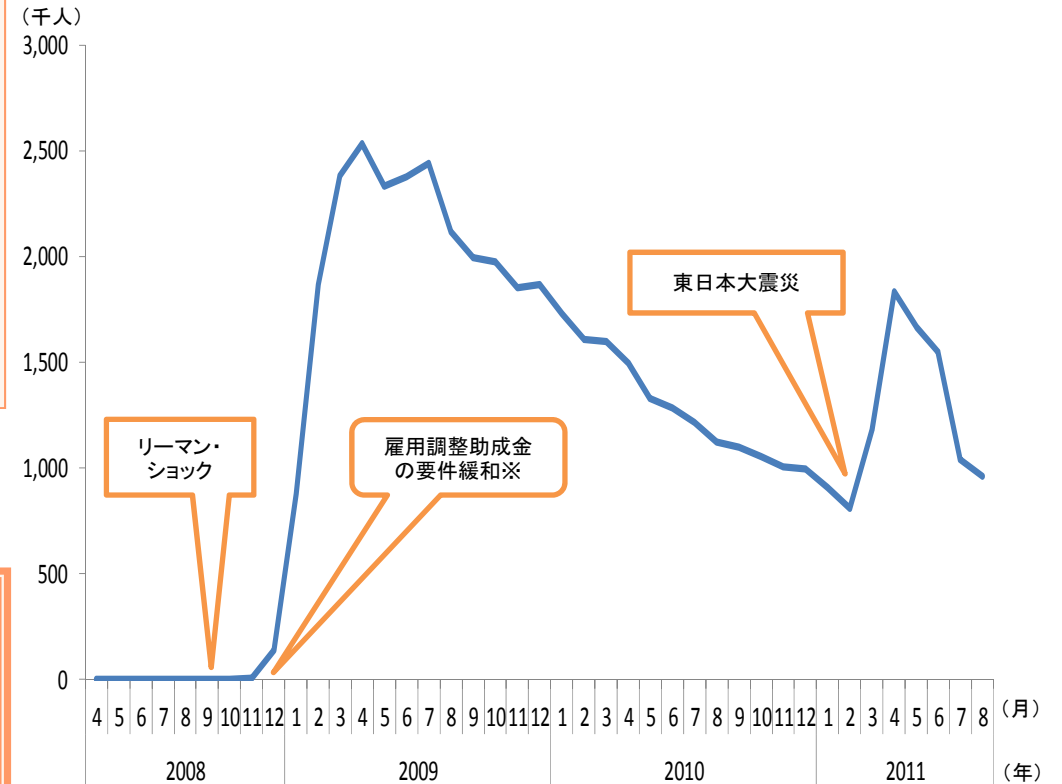
今回の要件緩和

- ① 生産量要件の確認期間を3か月から1か月に短縮。
- ② 1か月間の生産量・売上高がその直前の1か月又は前年同月と比べ5%以上減少する見込みである事業所の事業主も対象。

➡ **これにより、雇用調整助成金の迅速な活用が可能に**

平成23年9月27日に公表された「円高への総合的対応策の先行実施について」に基づき、10月7日から実施

雇用調整助成金の休業等実施計画届に係る対象者数の推移



※リーマン・ショック後の要件緩和

生産量要件「最近6か月、前年比10%以上減少していること」を、「最近3か月、前年比5%以上減少」とし、また、雇用量の要件「最近6か月間の雇用保険被保険者数が前年同期比で増加していないこと」を廃止。さらに、対象労働者の拡大のため、「雇用保険被保険者期間が6か月未満の者」等も追加。

<雇用調整助成金の効果>

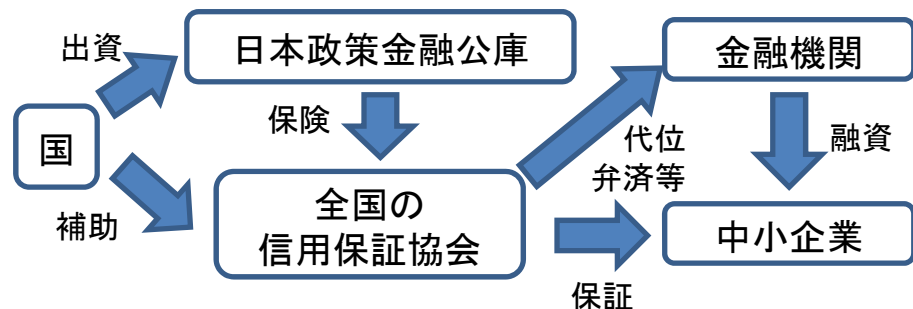
リーマン・ショック後には、30万人程度の失業者を減らす効果があったと試算(労働力人口の約0.5%の雇用を維持)
(内閣府 日本経済2010-2011(平成22年12月))

中小企業金融の支援

セーフティネット保証

セーフティネット保証とは

- 信用保証協会が、金融機関による中小企業向け融資に対して保証を行い、円高等の影響により経営に支障が生じている中小企業の資金繰りを支援。
- 特に業況の悪い業種に属し、売上高が一定程度減少している中小企業の借入に対して100%保証を行う(限度額2.8億円)。



今回、拡充措置を延長

- 原則全業種(82業種)に対するセーフティネット保証の期限を本年9月末から来年3月末まで延長。
- 82業種に属する中小企業のうち、①最近3か月間の売上高5%以上減少等という従来要件に加え、②円高で3か月間の売上高10%以上減少見込みの企業も対象に。(9月30日決定)

セーフティネット貸付

中小企業に対する低利融資

- 急激な円高の進行により一時的に業況が悪化している中小企業に対して、日本政策金融公庫が行う低利融資(限度額7.2億円)。
 - (1)業績が特に悪化している企業(基準金利) - 0.3%
 - (2)雇用の維持拡大に努める企業(基準金利) - 0.2%
- ※(1)と(2)の両方を満たす場合(基準金利) - 0.5%
(基準金利 = 1.65% (貸付期間5年以内の場合。)
23年10月現在)
- 設備投資を行う中小企業に対しても貸出金利を0.5%引下げ(当初2年間)。

危機対応業務

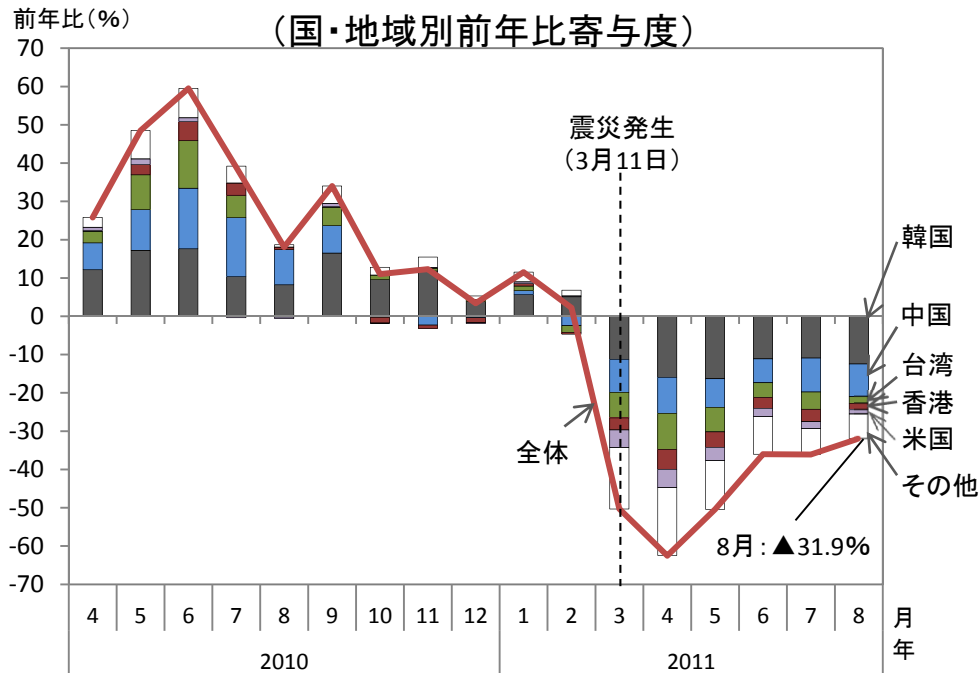
危機対応業務の拡充

- 日本政策投資銀行等による貸付金利を0.5%引下げ。
- 中堅・大企業向けツーステップローンの融資限度額(20億円)を撤廃。

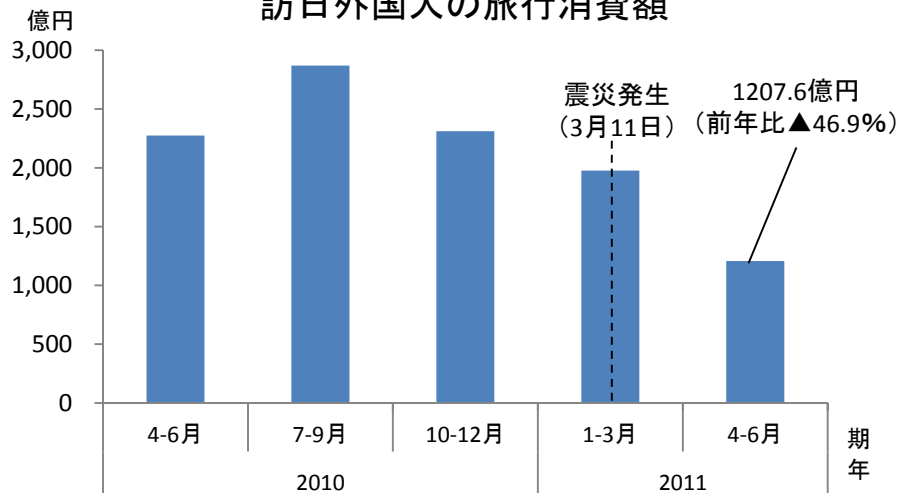
観光の支援

観光の現状

訪日旅行者数：前年比3割減
(国・地域別前年比寄与度)



訪日外国人の旅行消費額



外客誘致緊急対策事業

訪日旅行促進緊急対策事業

特に訪日旅行者数の多い5市場(韓国、中国、台湾、米国、香港)を対象として、旅行会社招へい、ツアー共同広告、海外メディアの招へい、広告宣伝事業等のビジットジャパン事業を効果的・集中的に実施する。

国際会議等開催支援

国際会議のキーパーソンを日本に招き、日本及び開催地の状況を直接確認してもらうとともに、我が国関係者から適切な情報提供を行うことにより、国際会議等の開催適地としての信頼回復を図る。

可能な限り早期に訪日旅行者数を震災前の水準に回復させることを目指す

(出所) 左上図：日本政府観光局「訪日外客統計」
左下図：観光庁「訪日外国人消費動向調査」